

# 伊佐市第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年10月18日(金) 午前8時55分から10時20分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (21人)

会 長	21番			
会長職務代理者	20番			
委 員	1番	2番	3番	4番
	5番	6番	7番	8番
	9番	10番	11番	12番
	13番	14番	15番	16番
	17番	18番	19番	

4. 欠席委員 (0人)

欠席者 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (9番委員) (10番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 55分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。  
本日は、委員は21人全員出席です。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
9番委員と10番委員に、お願いをいたします。  
皆さん稲刈り等でお疲れの事と思いますが、体に気をつけてください、台風も鹿児島県は避けて行ってくれて幸いだと思っています。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。  
農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告をお願いします。

事務局 報告をいたします、農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。  
資料の1～3ページになります。農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が6件、農地法第3条の解約が1件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。  
委員の皆さん質問はありませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決

定についてご説明いたします。

35-1ページの総括表をお開きください。期間は1年9ヶ月から10年で面積の合計は、田317,405㎡、畑86,605㎡の計404,010㎡です。

利用権の設定をする者の数91人、設定を受ける者の数71人です。

土地の明細につきましては、4ページから35ページの整理番号1番から98番のとおりです。

皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長

只今事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

#### ————— 議案第2号 —————

議

長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議

長

整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。

19番委員。

19番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る10月15日 譲受人THさん立会のもと、私19番が現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人、THさんは、伊佐市大口針持に居住され自治会は土瀬戸で、年齢は76歳であります。

渡し人のTSさんは、東京都西東京市芝久保町1丁目に居住され、年齢は78歳であります。

二人の関係は兄弟であります。

申請地は、伊佐市大口針持字前田の2筆で、地目は田、地籍は1, 6 8 6 m<sup>2</sup>で、贈与であります。

受け人の経営面積は7, 5 1 2 m<sup>2</sup>で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は、自宅より東へ100m位で、現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等もトラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機等完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議 長

19番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございまますので、お諮りしまます。

整理番号1番について、19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、許可が決定しまました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めまます。

20委員。

20番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る13日に現地調査を行いまましたので、20番が報告いたしまます。

申請人で受人のTHさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は千束松で、年齢は60歳であります。

渡人の、TEさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は千束松で、年齢は90歳であります。

申請地は、伊佐市大口篠原字中川原で、地目は田で、面積は1, 1 8 9 m<sup>2</sup>他2筆で、合計面積が3, 1 3 7 m<sup>2</sup>で、親からの贈与であります。

受け人の経営面積は、7, 7 4 5 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。

農業従事者は2名であります。  
通作距離も自宅より東へ500m位の所で、現況は良く管理された水田であります。  
経営意欲はあり、農機具等は完備されております。  
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。  
以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし  
まます。

議 長 20番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということございませんので、お諮りしません。  
20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を  
求めません。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、許可が決定しません。

議 長 整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めません。  
14番委員。

14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち  
整理番号3番について、去る10月15日 申請人OS氏立ち会ひのも  
と14番が現地調査を行ないませんので報告をいたしません。  
申請人の譲渡人、YM氏、伊佐市菱刈前目に居住の67歳です。  
譲受人は、湧水町幸田に居住のOSさん58歳です。  
経営面積は自作地4,265㎡、借入地5,422㎡、合計9,687㎡で、取得可能面積であります。  
農業従事者は3名です。  
今回は、売買による所有権移転の申請です。  
申請地は、菱刈前目字矢房、他2筆です。  
地目は田、面積は3筆合わせて1,527㎡です。  
所在地は、菱刈中学校より国道268線を途中から、ふるさと農道に  
進み西に約1キロメートルの所に位置しません。

現在受人の、OS氏が耕作している田であり周囲の状況は、東側は住宅、南側はふるさと農道、西側は田、北側は農道で、日照条件も良く、管理されていました。

OSさんは、耕作意欲もあり、家族3人で農業に従事されていました。

農機具等は全て完備されておりました。

添付書類として全部事項証明書・字図、全て揃っております。

なお今回、譲受人が伊佐市外の為、耕作証明書、住民票が別途添付されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 14番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号3番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議長 整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めまます。  
16番委員。

16番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る12日渡人OTさんの立会のもと、調査いたしましたので16番が報告いたします。

申請人、OEさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は萩谷、年齢は57歳です。

渡人、OTさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は萩谷、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字萩谷、地目は畑、面積はそれぞれ913㎡と1,173㎡の2筆で、従兄からの受贈となっております。

受け人の経営面積は291㎡であります。利用権で8,073㎡許可されておりますので、取得可能面積であります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅より100mで、良く管理された畑であります。

渡人の話では、かぼちゃ等を作付されるのではないかと仰る事です。

耕作意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長

16番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませぬか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございませぬので、お諮りします。

整理番号4番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号5番については、取下げ申請書が提出されましたので、取下げとなりました。

議 長

整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。

20番委員。

20番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る13日に現地調査を行いましたので20番が報告いたします。

申請人TKさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、自治会は木ノ氏で、年齢は76歳であります。

渡人は、IYさんで、伊佐市大口木ノ氏に居住され、自治会は木ノ氏で、年齢は93歳であります。

申請地は、大口木ノ氏字溝崎で、地目は田で、面積は399㎡で、親

戚からの所有権移転贈与であります。

受け人の経営面積は、10,558㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は2名であります。

通作距離も自宅より東へ500m位の所で、現況は良く管理された水田であります。

耕作意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまます。

議 長

20番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございませすので、お諮りしませす。

20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号6番は、許可が決定しませました。

議 長

整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めませす。

5番委員。

5 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る10月14日に現地調査を行いましたので5番が報告いたしませす。

申請人で受人、KKさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は井手原で、年齢は48歳です。

渡人、YYさんは、鹿児島市大明丘3丁目に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字沖原、他1筆の計2筆で、いずれも地目は田で、地積は2,098㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は35,340㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より1.2km位で、現況は、良



く管理された田んぼであります。  
田んぼの周囲の状況は、南側が道路の他は全て田んぼであります。  
耕作意欲はあり、農機具等は完備されております。  
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして、私の報告を終わります。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということございまので、お諮りしま。

整理番号5番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めま。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めま。  
19番委員。

19番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る10月15日に、受人SKさんの立会のもと、私19番が現地調査を行いましたので報告いたしま。

申請人SKさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は針持田代で、年齢は56歳であります。

渡人は、IYさんで、伊佐市大口里に居住され、自治会は西戸切で、年齢は57歳であります。

今は、西戸切に居住されていますけど、出身は針持田代で、受人のSKさんの近所であります。

申請地は、伊佐市大口針持字田代の2筆で、地目は田、地積は1,501㎡で、所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は13,586㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離も自宅より東へ150m位の所で、現況は良く管理された田です。

耕作意欲はあり、農機具はトラクター、コンバイン等はありますが、田植えの方は委託されているそうです。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 19番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございませんので、お諮りしません。  
19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めません。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号8番は、許可が決定しません。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数8件について、1件の取下げ7件の許可が決定しません。

### 議案第3号

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めません。  
6番委員。

6番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、去る10月15日、3番委員・20番委員・申請人のMSさん立会のもと調査いたしませんので6番が報告いたしません。

申請人のMSさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は31歳です。

現在生産牛43頭を飼育されていません認定農家であります。

この畜舎の近くに農家住宅を建築に当たり周辺地に代替え地を探し

ましたが、牛の管理等を考えた場合牛舎近くの申請地が、最も適していると考え申請されたものです。

申請地は、大口小木原字熊ヶ迫で、地目は畑、現状は飼料を作付されています、面積760㎡。計画としましてこの地に平成26年6月頃農家住宅1戸、163.6㎡を、建設される予定であります。

場所は、牛尾より十曾公園の入り口があるわけですが、向かって右側の牛舎の近くの畑であります。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、建物の配置図、平面図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

当申請は、3名で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

6番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。  
6番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。  
4番委員。

4 番 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号2番について、去る10月15日、申請人KHさん立会のもと11番委員・19番委員・私4番の3人で、共同調査いたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口曾木にお住まいのKHさんで、自治会は荻原自治会であります。

所在地は、大口曾木字坂ノ上、地目は畑、地積は1,033㎡他3筆で、合計2,925㎡であります。

本申請は、太陽光発電の設置のため除外申請をするものです。

所在地は、荻原集落の東側に位置し農道が通った畑作地帯です。

Kさんが、今回太陽光発電の設置については、周りの地権者の同意を貰ってあるという事でした。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

3名で調査の結果、周りに影響はないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

4番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「はい」という声あり。)

議 長

10番委員。

10番委員

申請書には、畜舎建設と書いてありますが。

議 長

事務局説明を。

事 務 局

畜舎建設でなくて太陽光発電設置です。記載ミスです訂正をお願いします。申し訳ございません。

議 長

訂正をしてください。

議 長

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。  
4番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、申請件数2件について、意見の決定2件が決定しました。

議案第4号

- 議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。  
8番委員。
- 8番委員 この整理番号1番と2番が関連し同一申請者ですので同時に報告してよろしいでしょうか。
- 議 長 同時に報告していいです。
- 8番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番と2番の現地調査を今月の15日に、申請人NSさん立会のもと、私8番と13番委員、18番委員とで行いましたので報告いたします。  
申請人はNSさん、伊佐市大口原田に居住されております。  
申請地は、伊佐市大口青木字柳田で、地目は田、面積は456㎡あります。  
転用目的は、共同住宅となっております。  
もう一つの方は、面積は355㎡、転用目的は、共同住宅用の駐車場と申請となっております。  
元々1筆の土地だったのですが、国道が通り二つに分かれてしまったとの事で、同時に報告させていただきます。  
申請地は、西原神社入り口より国道447号線を東へ約300mに位置し、現況は花と野菜などが植えてあります。  
この物件は4月の総会において農振除外を申請、許可されたものであります。  
農地の区分は、第1種農地で集団性のある農地です。  
資本金及び信用性といたしましては、銀行からの借入れによるもので、融資予定証明書が添付されており問題はないと思われます。  
転用行為の妨げとなる法定小作人は有りません。  
転用目的は、共同住宅を建設されるものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われます。  
計画面積は、建物が143.1㎡の2階建で、他は駐車場となっております。  
周囲の農地等への支障といたしましては、申請地の東は用水路、南は国道、西は市道、北は用水路であり問題はないものと思われます。  
また、もうひとつの駐車場につきましても同じような状況でありま

す。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理計画書、被害防除計画書、土地改良区の意見書、融資予定証明書、字図など添付されております。

以上のようなことから転用はやむをえないと思われま

す。委員の皆様方の審議方をよろしく願いまして、報告を終わります。

議 長 8番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
8番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番、2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数2件については、意見の決定並びに許可及び諮問2件が決定しました。

#### 議案第5号

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。  
5番委員。

5番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番につきまして、去る10月15日、申請人のKKさん、渡人のKKさん、行政書士のTさん、立会のもと、会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

受人は、伊佐市大口田代に居住されています、KKさん、自治会は田

代で、年齢は34歳あります。

渡人は、伊佐市大口田代に居住されています、KKさん、自治会は田代で、年齢は66歳あります。

2人の関係は親子であります。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は農家住宅として利用するものであります。

申請地は、大口田代字澤渡で、地目は田、現況は畑、地積は887㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、田代自治会入り口のITさん宅前で、南側は転作の田んぼで、東、西、北側は道路となっており、周囲に与える影響は無いものと思われます。

汚水処理、生活雑排水については、合併浄化槽を設置するようになっています。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、住宅ローン等審査結果通知書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

5番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

5番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

11番委員。

11番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る10月15

日に申請人の株式会社MDよりT氏立会いのもと、4番委員、19番委員、私11番委員の3人で共同調査いたしましたので、11番が報告いたします。

譲受け人は、鹿児島市日之出町、株式会社MD代表取締役MH氏であります。

譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住まいのHMさんで、自治会は高津原自治会で、年齢は86歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷、地目は畑、地積は1,407㎡で他に2筆字が池ノ山ですが、隣接地で計3筆の面積合計4,581㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、湯ノ谷の組合配合飼料伊佐中継基地隣で、南側は市道をはさんで自宅、東側は飼料中継基地、北側は畑と一部が住宅、西側は住宅となっております。

パネルの高い所で2mを超える所もあるが周囲にフェンスを張り少し間を空け設置をするので、隣接地に影響は与えない、また、隣接地には了解を取ってあるとの事です。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は1,176枚、パネル設置総面積は4,480㎡、パネル設置容量は282.24kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、平面図、残高証明書、会社の定款、会社の全部事項証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終わります。

議長 11番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
11番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。



		よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長		整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 16番委員。
16番委員		議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る15日に申請人のMK株式会社代表取締役KE氏、渡人TN氏と会長、5番委員、私16番委員で共同調査いたしましたので、16番が報告いたします。 譲受け人は、始良市東餅田のMK株式会社代表取締役KE氏、建設業でございます。 譲渡人は、TN氏は、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は大住で、年齢は79歳です。 申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字大住で、地目は畑、地積は1,895㎡であります。 本申請は賃借権で、転用目的は太陽光発電施設であります。 農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。 申請地の所在地は、曾木の滝公園入り口の四差路の北側に位置しており、南側は道路、北側は原野、西側、東側は道路で、周囲に与える影響は無いと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は700枚、パネル設置容量は115.5kwとなっております。 添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、会社の全部事項証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。 本申請は、大口宮人字大住の1筆の申請しかなく、太陽光発電事業計画書、配置図で、後1筆申請が無いため、調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、申請地が1筆漏れているため、本申請は保留といたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。
議 長		16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「はい」という声、多数あり。)
議 長		15番委員
15番委員		今16番委員の報告で、事業をする場所に漏れがあるという事であれ

ば、この申請は保留して再度申請してもらう事が良いのではないですか。

議長 他に、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
16番委員の調査報告のとおり、保留することで、委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、保留が決定しました。

議長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。  
4番委員。

4番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る10月15日に申請人の株式会社KYの社員立会いのもと、11番委員、19番委員、私4番委員の3人で共同調査いたしましたので、4番が報告いたします。

譲受け人は、宮崎県西諸県郡高原町、株式会社KYであります。

譲渡人は、伊佐市宮人のHYさんで、自治会は日ノ出自治会であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字太郎迫、地目は畑、地積は7,070㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、市道並木よりジャパンファームにつながる右側にあり、南側は市道、東側は農地、北側は山林、西側は山林となっております。

周囲に与える影響は無いと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は1,970枚、パネル設置総面積は5,559㎡、パネル設置容量は512.30kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約

書、汚排水処理確約書、会社の全部事項証明書等が提出されております。  
調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし  
まして報告を終ります。

議 長 4番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
4番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定する  
ことに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。  
17番委員。

17番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並  
びに許可及び諮問決定について、整理番号5番につきまして、去る10  
月15日、7番委員と10番委員と私17番委員で、共同調査をいたし  
ましたので報告いたします。

立会人として、譲受人のYYさんが出席しております。

譲受人は、伊佐市菱刈田中にお住まいのYYさんで、自治会は田中上  
自治会であります。

渡人は、Yさんと同じ田中にお住まいのYSさんで、親子関係でござ  
います。

本申請は所有権移転贈与で、転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈田中字濱川、地目は畑、地積は541  
㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、田中の濱川いぜきから30mの所で、南側は川、  
東側は山林、北側は山林、西側は畑となっており、周囲に与える影響は  
無いと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は105枚、パネル設置総面  
積は172㎡、パネル設置容量は25.73kwを予定しているそうで

す。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、平面図、残高証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

17番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
17番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号6番については、取下げ申請書が提出されましたので、取下げとなりました。

議 長

整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。  
3番委員。

3 番 委 員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る10月15日に申請人代理行政書士のTR氏立会いのもと、13番委員、3番委員、で現地調査いたしましたので、3番が報告いたします。

申請人は、YRさんは、伊佐市大口篠原にお住まいの61歳で、戸切自治会であります。

譲渡人の、YNさんは、大口篠原にお住まいの94歳で、申請人のお父さんであります。

本申請は所有権移転贈与で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっており、パネル設置枚数は204枚、発電電力量は約50kwです。

現地は大口里字五反田で、水田で稲刈りをした跡地でした、面積は800㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

所在地は、伊佐警察署より南東に約600m位、大口高校より南へ500mの所に位置し、東、西、北側は宅地、南側は市道となっており周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議長 3番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。  
5番委員。

5番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号8番について、去る10月15日、申請人のMTさん立会のもと、会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査を行いましたので5番が報告いたします。

譲受人は、大口上町に居住されていますMTさんで、自治会は仲町で、年齢は59歳であります。

譲渡人は、菱刈南浦に居住されています、TMさんで、年齢は55歳であります。

2人の関係は従兄弟であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場と里道の払い下げによる付け替え道路として利用するものであります。

申請地は、大口川岩瀬字前畑、地目は畑、地積は679㎡であります。  
農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の住所地は川岩瀬の早橋から南へ100mに位置しており、北側は田んぼ、南側は高土手、東側は特定施設建設の予定地、西側は畑であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

現状は、特定施設建設工事関係のプレハブの事務所が建てられておりましたので、一時転用の届が必要である旨、指導したところであります。

なお、申請地は平成25年9月9日付けで、農用地区域から駐車場にするため除外されております。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、事業計画書、事業計画に関する誓約書、計画図、地積測量図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、預金通帳の写し、委任状等が添付されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 5番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
5番委員の報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号8番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請8件のうち保留1件、取下げ1件、許可及び諮問6件が決定しました。

#### 議案第6号

議 長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。  
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。  
9番委員。

9番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番を、9番が報告いたします。

10月15日、2番委員・6番委員と申請人のMKさんの息子さんで、MFさん立会のもと現地調査を行いました。

申請地は、大口小木原字屋敷田、地目は畑、地積は196㎡であります。

非農地申請されていましたが、栗が2本植えてありもう何年もたっているようで、確認したが分からないとの事で、そうとう大きな栗が植わっていました、その下も綺麗に下刈りをされていました。

これは非農地としては認められないじゃないかという事で3委員の意見の結果、却下と言う事にしました。

議長 9番委員の報告が終わりました。  
今、9番委員の報告が、非農地で証明出来ないという事の報告です。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
9番委員の報告のとおり、非農地として証明する事が、出来ない事に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地として証明する事が、出来ない事が決定しました。

議長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。  
1番委員。

1番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号2番について、1番が報告いたします。

調査日は、去る10月15日です。

調査委員は、12番委員、14番委員、1番委員です。

申請人は、TM氏、伊佐市大口里に居住され、自治会は西本町です。

立会人は、本人のTM氏です。

申請地は、菱刈川北字八ツ尻の2筆です、地目は畑、合計面積は2,680㎡です。

申請理由は、20年前から鳥獣被害があり耕作をされていないそうです。

申請地は、徳辺交差点を湯之尾方面に約3キロ行き、東に800m入

った林道の入り口です。

東は林道、西は山林、南側は山林、北側は耕作放棄地、カヤが一面生い茂っていました。

非農地となった時期は、平成元年4月頃です。

申請地の現況は、原野化しておりました。

3委員の調査の結果、農地性は喪失していて農地の復旧は困難であると判断いたしました。

添付書類として、土地の全部事項証明書、字図が提出されています。

これで、私の報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

1番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手、

よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。

議 長

議案第6号 非農地証明願は、2件申請のうち1件が証明不許可、1件の証明許可が決定しました。

議 長

その他について

農業新聞についてですね、全国農業新聞が、農家の皆さん方に情報を提供するという事ですから農業委員も、職員も1年2部ぐらいは推進しようと言う事で決まっているようです。

ですから自分も読まないで推進できないわけですから、まず自分が読まんと、人には推進出来ないわけですから、まず自分が読まないとしして1部誰か読んでいただくとゆうようにする、新聞が来たらまず農業政策についていろんな新聞がありますけど、この新聞は週刊誌とくに全国農業新聞は、政策等については詳しく載っているようですので、それを自分たちが勉強して農家の皆さんに普及する。

他に何か質問はありませんか。



議長 その他 事務局お願いします。

事務局 月例報告です。  
最後のページになります。  
10月分の月例報告です。  
15日を中心に現地調査をやって頂きました。  
本日18日が、第7回目の農業委員会の総会でございます。  
25日が、10月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。  
11月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。  
20日が、第8回目の農業委員会の総会になります。  
21日が、始良・伊佐地区農業委員研修会があります。  
26日が、11月の定例常任議員会議になります。  
以上です。

議長 その他、皆様はありますか  
(「なし」という声、多数あり。)

事務局長 これで、平成25年度第7回農業委員会総会を終わります。  
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時20分